

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和 8 年 8 月 17 日

福岡市水道局浄水部乙金浄水場

1. 公募の趣旨

本業務については、乙金浄水場、乙金配水場及び甘水取水場に設置されている電動弁を制御するバルブコントロール部の分解点検を行い、機能維持を目的とした業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

乙金浄水場外電動弁点検業務委託

(2) 請負契約等の内容

乙金浄水場、乙金配水場及び甘水取水場に設置している電動弁バルブコントロール部の分解点検業務

(3) 履行期間（予定）

契約の翌日から 120 日間

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2. (2) の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措

置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

別紙1のとおり

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和 8 年 8 月 17 日 ～ 令和 8 年 8 月 28 日までの（閉庁日を除く。）
毎日、10時00分から16時00分まで

② 配布場所

水道局浄水部水乙金浄水場

所在地 大野城市乙金台三丁目12番1号

電話 092—504—1031

担当 石田

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和 8 年 8 月 17 日 ～ 令和 8 年 8 月 28 日までの（閉庁日を除く。）
毎日、10時00分から16時00分まで

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

水道局浄水部乙金浄水場

所在地 大野城市乙金台三丁目 1 2 番 1 号

電話 0 9 2—5 0 4—1 0 3 1

担当 石田

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。

公募要件

	項目	詳細な要件	要件を満たすことを証する書類
全般	所在地	福岡市内に本店または支店を有すること。	履歴事項全部証明書の写し
	税金	市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	納税証明書の写し
実績	業務実績	過去において、浄水場流量調節用電動弁のバルブコントロールの保守点検業務を本市、国、地方公共団体から直接受注した実績があること。	委託等契約書の写し
執行体制	技術力	常勤の自社社員で、当該設備に精通した技術者を点検に従事する作業員として配置することが可能であること。	在籍証明書 業務履歴書
	緊急時の体制	委託範囲の設備に故障等が発生した場合には、発注者からの緊急要請を24時間体制で受け付けし、速やかに技術者を現場に派遣することが可能であること。	緊急連絡体制表